

感染性疾患における治癒証明書提出のお願い

日頃より本園の教育活動にあたたかいご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、掲題の通り、感染症治療後の登園につきましては「治癒証明書」のご提出をお願い致したくご通知致します。

幼稚園は幼児が集団で長時間生活を共にする場です。そこで発生する感染症の流行を予防することは、子どもたちが健やかに過ごすことができる望ましい教育環境を維持するためにもとても大切なことだと考えております。つきましては感染症治療後の登園は必ずかかりつけ医療機関の診断を受け、お子さんの健康状態が幼稚園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるようご配慮下さい。

大変お手数をおかけ致しますが、保護者の皆様のご理解、ご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

◆幼稚園を休んで頂く感染症①

- ※早期に受診し、受診内容は必ず園までお知らせ下さい。登園の際には「治癒証明書」(園所定書式)が必要となります。「治癒証明書」は各ご家庭で一部ずつ保管して下さい。
- ※治癒証明書の発行費用は医療機関により異なると思われます。予めご了承下さい。

麻疹(はしか)・風疹(3日はしか)・百日咳・結核・マイコプラズマ感染症
水痘(水疱瘡)・流行性耳下腺炎(おたふく)・咽頭結膜熱(プール熱)・
髄膜炎菌性髄膜炎・インフルエンザ

◆幼稚園を休んで頂く感染症②

- ※早期に受診し、受診内容は必ず園までお知らせ下さい。「治癒証明書」の提出は不要ですが、登園は必ず医師の許可を得た上でお子さまの健康回復状態をよくみてからお願い致します。

手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・ヘルパンギーナ・溶連菌感染症
感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス)・RSウイルス感染症
流行性角結膜炎(はやり目)・急性出血性結膜炎

◆幼稚園を休まなくてもよい感染症

- ※早期に受診し、悪化を防ぎましょう。なお、プール活動はできません。

伝染性膿痂疹(とびひ)・・・治療して包帯等で覆ってあれば登園は可能。
伝染性軟属腫(水いぼ)・・・治療・処置している場合はプール活動可能。

治癒証明書

ちぐさ幼稚園 園長 殿

園児氏名 _____

●上記の園児は、下記の診断のもと、治療をおこない治癒したことを証明します。

- 1 麻疹（はしか）
- 2 風疹（3日はしか）
- 3 百日咳
- 4 結核
- 5 水痘（水疱瘡）
- 6 流行性耳下腺炎（おたふく）
- 7 咽頭結膜熱（プール熱）
- 8 髄膜炎菌性髄膜炎
- 9 マイコプラズマ感染症
- 10 インフルエンザ A・B

登園停止期間 自 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

なお、上記の園児は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園しても差し支えありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印